

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月27日

【ファンド名】 サノフィ・シェアーズ  
(SANOFI SHARES)

【発行者名】 アムンディ・アセット・マネジメント  
(Amundi Asset Management)

【代表者の役職氏名】 従業員貯蓄・リタイアメント担当ディレクター  
(Director of Employee Savings and Retirement)

グザヴィエ・コロー  
(Xavier COLLOT)

【本店の所在の場所】 フランス共和国パリ市75015、パストゥール通り90番地  
(90 boulevard Pasteur 75015 Paris, FRANCE)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 塚 洋 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 原 亮 輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【提出理由】

サノフィ・シェアーズ（SANOFI SHARES）（以下「本ファンド」といいます。）に関して、以下のとおり運用に関する基本方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．変更の内容についての概要

本ファンドの約款は、本ファンドの管理会社がアムンディ・アセット・マネジメントとなる事実を反映するために変更されました。

本ファンドの約款の変更の概要は以下のとおりです。

- 管理会社がナティクス・インベストメント・マネージャーズ・インターナショナルからアムンディ・アセット・マネジメントに変更されました。

- 「本ファンドの構成」にかかる変更は以下のとおりです。

（変更前）

本ファンドの資産の98%から100%は、ユーロネクスト・パリ（第A市場）に上場されている当会社の株式に投資される。

（変更後）

本ファンドの資産の少なくとも98%は、ユーロネクスト・パリ（第A市場）に上場されている当会社の株式及びUCITSに投資される。

- 「使用される商品」にかかる変更は以下のとおりです。

（変更前）

管理会社は、本ファンドのために、本ファンドの資産の10%を上限として、本ファンドの運用目的及び投資戦略の枠組みの範囲内のみで、現金を借り入れることができる（取引のため又はUCITS/AIFへの投資額を増額するため、その現金口座が一時的に借方となっている場合、資産の110%を上限とする。）。本ファンドのポートフォリオを当該借入れの保証のための担保として用いることはできない。

「本約款の『運用戦略』の項目の情報は、金融市場庁一般規則の第318-47条に従って伝達義務を満たす。

いかなる意味においても、この伝達により、（金融市場庁一般規則の第318-38条から第318-41条及び2012年12月19日の欧州委員会の委任規則No.231/2013の第38条から第45条に従って）管理会社が導入しなければならないその他のリスク管理対策及び方法が妨げられることはない。

金融市場庁GECOのデータベースの目論見書の更新版が閲覧可能なことにより、金融市場庁一般規則の第318-47条に規定される情報を年次ベースで金融市場庁に送付する義務を果たす。」

(変更後)

管理会社は、本ファンドのために、本ファンドの資産の10%を上限として、本ファンドの運用目的及び投資戦略の枠組みの範囲内のみで、現金を借り入れることができる(取引のため又はUCITS/AIFへの投資額を増額するため、その現金口座が一時的に借方となっている場合、資産の110%を上限とする。)。本ファンドのポートフォリオを当該借入れの保証のための担保として用いることはできない。

「本約款の『運用戦略』の項目の情報は、金融市場庁一般規則の第318-47条に従って伝達義務を満たす。

いかなる意味においても、この伝達により、(金融市場庁一般規則の第318-38条から第318-41条及び2012年12月19日の欧州委員会の委任規則No.231/2013の第38条から第45条に従って)管理会社が導入しなければならないその他のリスク管理対策及び方法が妨げられることはない。

金融市場庁GECOのデータベースの目論見書の更新版が閲覧可能なことにより、金融市場庁一般規則の第318-47条に規定される情報を年次ベースで金融市場庁に送付する義務を果たす。」

フランス財政金融法第R.214-32-19条に記載されるその他の適格資産は、ポートフォリオの資産の10%を上限として、以下のとおりである。

- ・ UCITS又は第L.214-22条及び第L.214-24-57条に記載されるFIVG nourriciersの証券又は株式
- ・ UCITS又はその10%以上が集団投資スキームの証券若しくは株式に投資されているFIVGの証券又は株式

- 財務管理手数料及び事務管理手数料並びに取引コミッションにかかる変更は以下のとおりです。

(変更前)

本ファンドに請求される手数料	率の仕組み
財務管理手数料及び事務管理手数料	<p>-<u>運営管理コミッション:</u></p> <p>* <u>純資産の0.05%(年率)とし、年間400,000,000ユーロを上限とする。</u></p> <p>*<u>400,000,000ユーロを超える部分については無償とする。</u></p> <p>-<u>法定監査役の報酬は、実際の支払額が運用報告書に記載される。</u></p>
取引コミッション	株式： <u>0.12%とし、16.90ユーロを下限とする。</u>

(変更後)

本ファンドに請求される手数料	率の仕組み
財務管理手数料及び事務管理手数料	最大で0.02%(税込)とし、100,000ユーロ (税込)を上限とする。
取引コミッション	株式：0.06%

□ . 当該変更の年月日

2019年8月19日(効力発生日：2019年11月18日)